

木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県・市区町村名

(法人名) 施設名		建物の名称											
老朽度					調査員 職名		氏名						
A点×B点×C点(係数) =					点								
A 構造 耐 力	区 分		a	点	b	点	c	点	d	点			
	①	基礎	布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	壺石造、壺レンガ造、 壺コンクリート造	5	掘立柱木杭基礎	0			
	②	土台	15.2 cm角以上	15	12.1 cm角以上 15.2 cm角未満	10	12.1 cm角未満	5	土台なし	0			
	③	二階以上の階を有する 場合の一階の柱	15.2 cm (又は13.6 cm) 角以上 (角以上2本)	20	13.6 cm (又は12.1 cm) 角以上 (角以上2本)	15	12.1 cm角以上	10	12.1 cm角未満	0			
		平屋の場合の柱	13.6 cm (又は12.1 cm) 角以上 (角以上2本)		12.1 cm (又は10.6 cm) 角以上 (角以上2本)		10.6 cm角未満						
	④	根継	ア 大部分(半数以上)柱を根継ぎしたことがある。 イ 小部分(半数以上)の柱を根継ぎしたことがある。 ウ 根継ぎした柱はない。					本のうち 本 (乗率0.8)	本のうち 本 (乗率0.9)	本のうち 本 (乗率1.0)			
	※評点		上記①～③の計		④ (0.8 / 0.9 / 1.0)		+50点 = () 点						
B 保 存 度		区 分		a	点	b	点	c	点	d	点		
①		経過年数		5年未満	5	5年以上18年未満	3	18年以上30年未満	2	30年以上	0		
②		基礎の不同沈下		ない	6	ほとんどない	4	かなりある (見てわかる程度)	1	ひどい	0		
腐 朽	③		外壁の土台	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0		
	④		外壁の柱	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0		
	⑤		梁(はり)	ほとんど腐っていない	5	少し腐っている	3	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0		
傾 斜 度	⑥	ア	梁行(はりゆき)	1 cm未満	20	1 cm以上2 cm未満	15	2 cm以上3 cm未満	10	3 cm以上	0		
		イ	桁行(けたゆき)	180 cm	20	180 cm	15	180 cm	10	180 cm	0		
	⑦	ウ	梁行(はりゆき)	1 cm未満	15	1 cm以上2 cm未満	10	2 cm以上3 cm未満	5	3 cm以上	0		
		エ	桁行(けたゆき)	180 cm	15	180 cm	10	180 cm	5	180 cm	0		
※評点		上記の計 () 点											
C 外 力 条 件	a 海岸からの距離			b 積雪			c 地盤						
	① 海岸から8 kmをこえる			① 毎年少ない(0~20 cm未満)			① 普通						
	② 海岸から4 kmをこえる8 km以内			② 毎年かなりつもる(20~100 cm未満)			② やや軟弱						
	③ 海岸から4 km以内			③ 毎年ひどくつもる(100 cm以上)			③ 軟弱						
※評点(外力条件分類番号a b c) 下記(附表)より													
(附表)													
		係数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外力条件		①①①	②①①	①①②	②①②	①①③	②①③	①②③	②②③	①③③	②③③	③③③	
分類番号				①②①	②②①	①②②	②②②	①③②	②③②	③②③			
				③①①		①③①	②③①	③①③		③③②			
						③①②		③②②					
						③②①		③③①					

- (注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと(棟別)に作成すること。
 2 A及びB欄の記入は、各区分ごとに該当点数を○で囲み、それぞれの評点を所定欄に記入すること。
 3 C欄は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合せにより附表から係数を求めて記入すること。
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。
 4 傾斜度の測定法は、次によることとする。
 (1) 柱の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい柱の床上180cmの長さについて垂直線を基準にして測定すること。
 (2) 横架材の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい梁と桁のそれぞれ180cmの長さについて水平線を基準にして測定すること。
 5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。